

○まじま委員長 ただいまより、建設公営企業常任委員会を開会いたします。

本日の会議に、えびな委員から遅れる旨の届出があります。

それでは、会議を進めてまいります。

最初に、1、建設に関する事項についてを議題といたします。（1）行政代執行による特定空家等の除却の完了について、理事者から報告をお願いします。

○中野建築部長 行政代執行による特定空家等の除却の完了について、報告いたします。

本件は、旭川市永山地区の特定空き家に関わるものであり、本年7月16日の本委員会において、本市が行政代執行により当該特定空き家の解体除却を行う旨を報告したところであります。

建物の解体除却に係る業務は、本年7月29日に委託料198万円で契約を締結し、解体工事は今月6日から着手し、17日に完了したところであります。行政代執行を実施するに当たり通知することとされている代執行令書は、本年7月30日付で配達証明郵便にて特定空き家の所有者に対し送付し、7月31日にその受け取りを確認しております。行政代執行に要した費用は、行政代執行法の規定により、建物所有者に対し納付命令を行います。納付されない場合には、国税徴収法の例に倣い、財産または給与等の債権の差押えを行います。差押え可能な財産がない場合や、債権の差押えによって生活を著しく逼迫させるおそれがある場合には、滞納処分の執行を停止することもございます。

行政代執行による特定空家等の除却の完了についての報告は以上でございます。

○まじま委員長 ただいまの報告につきまして、御発言ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○まじま委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席していただいている理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、（2）新基北橋の通行止めについて、理事者から報告をお願いします。

○太田土木部長 新基北橋の通行止めについて御報告を申し上げます。お手元の資料を御覧ください。

新基北橋につきましては、7条通23、24丁目の一級河川、基北川に架かる橋長8.3メートル、幅員4.2メートルの木製の橋梁となっておりますが、本年7月28日に市民から橋の床面の板が2枚ほど跳ね上がっているといった通報を受けまして、現地で状況を確認し、修繕を行いました。その後、8月2日に改めて橋全体の詳細点検を行ったところ、主要部材でございます木製の橋桁が著しく劣化していることが判明したことから、市民委員会、町内会、学校など近隣住民に連絡の上、直ちに通行止めの措置を行ったところでございます。

当該橋梁につきましては、古くから地域の往来のためこの場所に設置されていましたが、老朽化により、昭和62年に旭川市で現在の橋に架け替えを行い、通行車両の重量を制限するほか、平成26年度からは、毎年日常点検を実施するなどして、その状況を確認しながら使用してきたものでございます。令和2年、昨年日常点検時には特に異常は見られなかったものの、劣化の進行を抑えるため、同年11月には車両の通行制限をそれまで8トンとしていたものからさらに2トン以下へと変更したところでございますが、今回の点検で劣化が急激に進行していることが判明したため、

通行止めの判断に至ったものでございます。その要因については不明ではございますが、劣化に加え、重車両が通行するなどの外的要因があったのではないかと推測しているところでございます。

今後の対応についてでございますが、今回の通行止めによりまして、特に歩行者にとっては大きな迂回となりますので、地域住民の皆様には御不便をおかけすることとなりますことから、歩行者の通行を優先的に確保するため、暫定的な措置といたしまして、まずは本年の降雪期前までをめぐり、当該橋梁の幅員を約2メートル程度狭め、補強、修繕するなどして、歩行者専用的人道橋として開放するとともに、年度内において測量調査ですとか橋梁設計を進めながら、河川協議を行いまして、令和4年度、来年度から、コンクリート製の本橋の架け替え工事に着手していく考えでございます。

また、地域の皆様にもその旨を早急に周知してまいりたいと考えているところでございます。

なお、こうした暫定的措置あるいは調査設計に要する費用につきましては、市民の利便性確保のため緊急を要することから、今年度の当初予算の範囲内で確保していく考えでございます。

以上、御報告申し上げます。

○まじま委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆さんから御発言ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席していただいている理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、(3)除排雪業務の統合地区拡大等について、理事者から報告をお願いします。

○幾原土木部雪対策担当部長 除排雪業務の統合地区拡大について、2点ほど御報告申し上げます。

1点目は、統合地区の拡大についてであります。配付資料を御覧ください。

令和2年度地区統合の試行につきましては、資料の左側に記載のとおり、企業体内の相互補完体制の強化や、地区間の除雪対応の統一による地区間格差の解消を目的に、中央・新旭川地区、豊岡・東旭川地区、東光地区の3地区を統合しまして、1つの企業体で一体的に管理する業務体制により除排雪業務を履行する取組を試行的に実施したところであります。

資料の右側、試行の結果といたしましては、早い段階から企業体内での作業状況を考慮した応援体制を確立し、排雪作業の遅れが見込まれる区域に対しまして、資機材の調達を行い、スムーズな応援作業を実施できたことや、これまで地区ごとで管理している路線を、地区をまたいで一連の路線としまして除排雪作業を行えたことなど、統合地区内の格差の解消に一定の効果を発揮することができたと考えております。

一方、課題といたしまして、管理区域の拡大によりまして、主センターへの進捗管理や書類整理などの業務の集中や、市民対応や路面状況の確認など、除雪センター間で共有すべき情報が増加するなどの課題が判明したところでもあります。

今後、これらの課題に対応する取組といたしまして、主センターと支所センターの役割の明確化や柔軟な人員配置、センター間での情報の引継ぎ方法など、情報共有のルールづくりを行うことを考えておりまして、本年4月26日の雪対策審議会におきましては、これらの効果や課題を踏まえた統合地区の拡大に向けて検討していくといった方向性が示されましたことから、統合地区の拡大案を作成しまして、本年6月21日から7月16日まで、地区除雪連絡協議会におきまして市民意見を聴取したほか、6月29日に除排雪業者ネットワーク協議会との意見交換会を行い、7月16

日には、庁内の関係各課で構成する雪対策推進庁内連絡会議を開催し、意見を伺ったところでもあります。地区除雪連絡協議会におきましては、主センターに負担がかかるといったデメリットや、サービス低下を心配する意見はありましたものの、4地区への統合案に反対する意見はなく、その後開催いたしました7月27日の総合除雪連絡協議会におきましても、統合地区の拡大について理解を得たところでもあります。8月6日に開催いたしました雪対策審議会では、除雪センターに寄せられる苦情が多くなることへの対応や、市民活動にどう影響するのか説明がもう少し必要といった意見もありましたものの、4地区への統合案に反対する意見はなく、統合案のとおり試行を進めることで意見が取りまとめられたことから、統合地区の試行を拡大し、4地区に統合することといたしました。

資料2枚目の地図につきましては、地区統合のイメージ図になりますが、石狩川、忠別川、牛朱別川、こういった大きな河川を境界といたしまして、4つの地区に試行的に統合することとしておりまして、統合の考え方としましては、作業の効率性を重視し、地続きの地区の統合や企業体内の相互補完体制を強化するため、1企業体の構成員数の増加を図ることとしております。また、除雪センターの運営体制につきましては、4地区に統合後もこれまでどおり9か所に除雪センターを設け、24時間体制の主センター4か所と日中のみの支所センター5か所とし、夜間の電話転送、大雪時の対応などにつきましては、昨年度の試行時と同様の体制を取る予定となっているところであります。

今後につきましては、除排雪業務の発注など、統合に向けた作業を進めまして、11月に開催いたします地区除雪連絡協議会におきまして、統合地区の拡大について報告する予定となっております。

次に、2点目といたしまして、雪対策審議会における雪対策基本計画の改定作業の進捗状況について御報告いたします。

先ほども一部御報告いたしましたが、8月6日に開催した第3回雪対策審議会におきまして、地区統合に関するもののほか、雪対策基本計画の計画期間や改定素案についても審議いただきました。

計画期間につきましては、雪対策の施策の取組につきましては気象状況に大きく影響を受けるため、検証作業をより積み重ねることができるメリットや、基本計画の上位計画であります第8次総合計画とも整合性が図られることなどから、計画期間を3年間延長することとし、基本計画改定素案につきましては、審議会や雪対策推進庁内連絡会議の意見を反映した内容となっております。

現在は、雪対策推進庁内連絡会議からの意見聴取を行っているところでありますが、改定素案の確定後、10月のパブリックコメントを経まして、12月に開催予定の第4回審議会に諮り、改定する予定となっております。

以上、除排雪業務の統合地区拡大等について御報告申し上げます。よろしくお願いたします。

○まじま委員長 ただいまの報告につきまして、御発言ありますでしょうか。

○上村委員 ただいま報告をいただきました地区統合の拡大について、及び現計画期間の延長ですね、3年間の延長ということをおっしゃいましたけれども、それぞれについて何点かお尋ねをさせていただきます。

まず、地区統合の拡大につきましては、資料でもかなり詳細な内容を報告いただきました。これまで1地区のみ広大な統合地域を試行して、昨年実施してきたわけですが、今回、それを4

地区に当てはめるといふ案が示されております。

これについては大きな前進だなどという意味での評価はしたいところではあるんですが、ちょっと私、ここにかみつきたいところがあるんです。議会とのキャッチボール、常任委員会とのキャッチボールという意味で、ちょっと残念だったなというふうに思っていますのは、この地区統合の拡大の方向性を6月の常任委員会でお尋ねしているんですけど、そのときにはほぼ白紙というような答弁でありました。私がこだわりますのは、6月の時点で皆さんから、審議会から一つの方向性が示されましたと伺いました。それは、統合地区の拡大に向けて検討を進めていってくださいよということでした。この点については、以前、先ほど言った1地区の試行の統合のときから、今後そうした方向に向けて進めていくんだというような考え方も一部示されていたものですから、いよいよ審議会からもその後押しがなされ、皆さんとしては、その外堀も埋められたのかなというふうに私は感じたので、じゃ今シーズンからその検討を進めていくんですか、どんな方向性を描いているんですかということをお尋ねいたしましたが、ほぼ白紙という答弁だったというふうに記憶しております。それが、今回これだけの内容で具体的に示されたということについて、ちょっと報告のタイミングとして遅かったんじゃないのかなというふうな課題認識を持っております。

そのことを含めて、なぜここで時間を要したのかということをお聞きしたいのと、もう一点、前回の1地区の試行の際に、ネットワーク協議会との間の意見交換あるいは共通認識に一定の課題があったというふうに記憶しておりますけれども、ネットワーク協議会との意見共有はなされているのか、その内容がどうなっているのかということも併せて確認しておきたいと思っております。

○時田土木部雪対策課長 除排雪業務の統合地区の拡大につきましては、4月26日に開催した雪対策審議会において、統合地区の拡大に向けて検討を進めていくと方向性が示され、4地区への統合案を6月15日に策定し、6月21日から7月16日まで、地区除雪連絡協議会において市民意見を聴取するとともに、雪対策審議会の委員に対しても7月1日から16日まで意見照会を行ったところであります。6月9日の常任委員会の時点では、4地区への統合案の策定作業中であり、まだ意思決定されていなかった、確定されていなかったという部分の中では詳細の報告に至りませんでした。地区除雪連絡協議会での意見聴取と意見の取りまとめ、審議会での審議も終えましたことから、今回の常任委員会で報告することといたしました。

また、除排雪業者ネットワーク協議会との意見交換会では、昨年度の統合試行の際の課題であった、主センターと支所センターの連携や情報共有に不安を感じているとの意見がありましたが、昨年度の試行を経験した企業からは、情報共有とコミュニケーションを図ることによりうまくいくと感じたとの意見もあり、4地区統合案について反対意見はなく、理解を得られたところであります。

○上村委員 ということ、理解を得られたということはよかったなというふうに思うんですけど、前回時点ではまだ作業中だったということで報告には至らなかった。逆に言うと、報告できなかったということだと思いますが、いろいろ立場を考えると、まだ確定していない中で、公に出していくことの是非ということも慎重に考えられているのかなということを感じざるを得ないんですけど、ただ、常任委員会というものの中での大きな報告案件でもありますので、私としては、今現在でどういう考えをされているのかということについて6月にお尋ねをしたつもりなんですけど、そのあたりについては、なるべく可能な範囲で現在考えている内容、今後考えられる内容について、しっかりとキャッチボールをしたいなというふうに思っています。そういった意味で、前回白紙答

弃だったものが、こうした形で具体的に今回報告されたということについて、このタイムラグは少々残念だなというふうに思わざるを得ません。

それで、じゃこの内容については今後どのように確定されるのかということと併せて確認したいんですが、その手続と予定について教えていただきたいと思います。

○時田土木部雪対策課長 4地区への統合案につきましては、8月6日の審議会後、8月13日までの追加意見の照会を経て、除雪業務の発注形態を4地区に試行的に統合することについて、意思決定をしたところであります。

今後につきましては、地区除雪連絡協議会の体制などについて、各地区と協議を進め、除雪連絡協議会などの場において地区統合の説明を行ってまいりたいと考えております。

○上村委員 その後はどうなっていくのかということを追加でお聞きしたいと思います。

今年はそのような形で、と言っても今お話を聞くと、もう意思決定したんですね。今回はもう決まっているぞということですね。意思決定したことを委員会で報告するというスタンスだということですね。そのあたりがどうなのかなという疑問を持つところだということは、先ほどの論点と併せて申し添えておきたいというふうに思います。

では、来年以降、先ほど審議会のほうからも統合地区の拡大ということについての後押し、あるいは方向性を示唆する話があったということ引用しましたけれども、来年以降どのようなステップを描いていこうと考えていらっしゃるのか。まさに今後の話であります。今後の見通し、そして展開の考えがありましたら、続けて伺いたいと思います。

○幾原土木部雪対策担当部長 統合地区の拡大につきましては、今後、除排雪業務の発注など、4地区統合による業務の実施により、令和2年度の試行の効果が全市的に拡大することを期待しているところでありますが、管理体制上の新たな課題が生じる可能性もありますことから、今シーズン終了後には、改めて除排雪業者ネットワーク協議会との意見交換会や、除雪連絡協議会などの場で市民の皆さんの意見を伺いながら、4地区統合の効果と課題の検証を行い、雪対策審議会で評価、改善を図ってまいりたいと考えております。

また、今後における地区統合の展開といたしましては、これまでも持続可能な除排雪体制に向けた地区体制の在り方について検討を行ってまいりましたが、4地区統合の検証結果を基に引き続き検討を進め、適切なタイミングで議会への報告を随時行いながら、より効率的で効果的な除排雪体制の構築を目指してまいりたいと考えております。

○上村委員 本件も影響しているのかとも勘ぐりたくなるわけですが、もう一点の論点です。雪対策基本計画の期間見直しをしたいということが、先ほどの報告でありました。その期間見直しの是非ということを私は問題視しております。端的に申し上げますと、現計画の期間見直しなので、今動いている期間を3年延長するというお話でしたよね、先ほどは。先々の計画期間見直しならまだ理解できなくはないんですけど、今動いているものを先延ばしするという内容とも言えますので、そうした見直しは否定しないまでも、慎重であるべきだというのが私の考え方であります。

それで、今申し上げたとおり、今まさに計画自体の見直し作業をしているわけでありまして。その現計画期間を延長しなければならない理由ということについて、改めて確認させていただきます。

○時田土木部雪対策課長 現計画の計画期間は、平成27年度から令和6年度までの10年間となっておりますが、次期新計画の策定には2年程度の検討期間を要する見込みのため、令和3年度に

現計画の中間見直しを行った後、令和3年度と4年度の2シーズンの検証を基に、令和5年度から6年度にかけて計画の策定作業を行うこととなります。雪対策の施策の取組は気象状況に大きく影響を受けるため、2シーズンの成果で十分な検証ができるのか、また、見直しに反映できるのかなど課題があることや、雪対策基本計画は旭川市総合計画を上位計画としておりますが、第8次総合計画は平成28年度から令和9年度までの12年間となっており、仮に、総合計画の更新時期に合わせますと、十分な検証期間を経てから見直し作業に取りかかることができることとなりますことから、総合計画との整合を図り、現計画の中間見直しの成果を十分に検証し、次期新計画の策定につなげていくためには計画期間を延長することも必要かと考え、雪対策審議会に諮ったところであります。

○上村委員 先ほど申し上げたとおり、計画というものは慎重に扱われるべきものだという考えがあります。なので、現計画の計画期間延長はそれなりの理由が必要であろうということを申し上げているわけであります。逆の言い方をすると、これは初めての計画じゃありませんし、これまでもPDCAというか、改定を繰り返してきた計画でもあるわけです。なので、ちょっと乱暴な言い方で聞くことにはなりますが、じゃこれまで適正にこの計画を管理してこれていたんですかっていう話を聞かざるを得ないわけです。この点についての見解を求めたいと思います。

○時田土木部雪対策課長 雪対策基本計画につきましては、実行計画であるアクションプログラムに基づき取組を進めており、毎年開催しております雪対策推進庁内連絡会議を通じて、基本計画の推進や評価、検証、必要に応じて見直しを行うこととしております。基本計画の中間年に当たる令和元年度には、基本計画の取組の評価、検証を行い、令和2年度にはその評価、検証を基にアクションプログラムの見直しを行ったところであります。

取組の検証作業に当たりましては、適正に行えるよう努めておりますが、令和元年度は極端な少雪、令和2年度は度重なる暖気や大雪により排雪量が増大するなど、近年の目まぐるしく変化する気象状況の影響もあり、十分に検証を行うことが困難なことも想定されることに加えまして、見直しによる除排雪事業費の増加や市民生活への影響も見据え、一定程度検証期間を設けながら検証作業を行う必要があると考えたところでございます。

○上村委員 この関係ではあと2問ほど予定しております。

今、お答えがありましたけれども、改めて確認をさせていただきます。この計画期間の延長については、いつ頃課題として内部で発生してきたのか、あるいは共有されてきたのか。さらに、審議会に提案をされているわけでありますけれども、その時期について、併せてお知らせください。

○時田土木部雪対策課長 計画期間の見直しが内部で共有された、課題として出てきた時期としましては、昨シーズンは、令和3年2月以降、度重なる暖気や季節外れの降雨や大雪など、除排雪作業の対応が非常に難しいシーズンとなったこともあり、十分な検証による成果を基に現行の計画期間内で見直しが可能なのか、検討を進めてきたところでございます。

審議会への提案時期につきましては、5月28日から6月18日までの期間で開催された第2回審議会において計画期間の延長を議題として取り上げ、各委員からの意見を伺い、8月6日開催の第3回審議会で、各委員からの意見を踏まえて、改めて審議していただいたところでございます。

○上村委員 ということで、検証も容易ではないぞということが春先から出てきたということですね。理解はできます。あるいは、決算議会等で各委員から非常に厳しい意見が多数寄せられていた

ということも、私自身も記憶しておりますし、検証は難しいという状況もあったのかということも理解したいと思いますが、最後、この件で私としてお聞きして終わりたいと思うのは、もう今既に検証できないっておっしゃっているので、その上で検証しろと言うのも酷かとは思いますが、冒頭の問題意識に戻れば、今動いている計画の終期を延長するというについては私としては慎重であるべきだと思うので、であれば、今の見直しの中で新計画から計画期間を変更するという考えを持って、まさにそこも新計画の中で見直したらどうですかということをお尋ねせざるを得ません。新計画からの計画期間変更では駄目なのかということをお尋ねしたいと思います。

○幾原土木部雪対策担当部長 新たな計画からの期間変更との御指摘でございます。

中間見直しに当たりましては、現在取り組んでいる統合地区の拡大でありますとか、圧雪管理基準を含む除排雪基準の検討など、大きな変更があったところでございます。先ほどの課長からの答弁にもありましたように、雪対策の施策の取組につきましては、気象状況に大きく影響を受けるものでございます。今後も市民や除雪企業、審議会などでの意見を踏まえながら、その効果や課題について十分に検討を重ねた上で、見直しに反映することも必要であると考えているところでございまして、計画期間の延長により基本計画の上位計画である総合計画との整合性でありますとか、検証作業をより積み重ねることができることから、このたびの中間見直しのタイミングでの計画期間の延長を図ってまいりたいと考えております。

○上村委員 今の答弁をまずは受け止めたいと思いますが、くどいようですが、冒頭の統合地区拡大についての対応の検討作業のスピード、あるいは適切な情報提供、そのあたりに対する取り組み方への疑問と、今の現計画期間を延長するということに対する慎重さ、もっと言うと、それもどういう作業があり得たのかということも含めて、ぜひ、大事な業務を担当していらっしゃる皆様方の今後の御尽力に期待を申し上げたいと思いますし、必要な意見交換を今後もさせていただきたいと思っています。そのことを最後に申し上げて、この点については質疑を終えたいと思います。

○まじま委員長 ほかに、この点に関して御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 なければ、ただいまの報告に関わって出席していただいている理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、2、上下水道事業に関する事項についてを議題といたします。(1)「水道料金・下水道使用料の改定案」に対する意見等の募集結果について、及び(2)「水道料金・下水道使用料の減免制度見直しの考え方(案)」に対する意見等の募集結果について、理事者から報告をお願いします。

○菅野上下水道部長 水道料金・下水道使用料の改定案及び水道料金・下水道使用料の減免制度見直しの考え方(案)の2件に対する意見等の募集結果につきまして、一括して御報告させていただきます。

この2件に関する意見提出手続の実施につきましては、6月9日の本委員会で御報告したところでございますが、本年6月25日から7月30日までの約1か月の期間で実施をし、水道料金・下水道使用料の改定案につきましては、個人127件、団体6件、匿名3件の計136件、水道料金・下水道使用料の減免制度見直しの考え方(案)につきましては、個人137件、団体7件、匿名2件の計146件の御意見をいただいたところでございます。主な意見の概要につきましては、

この後、料金課長から御説明をさせていただきます。

今後についてでございますが、水道局としましては令和4年度の施行を予定しており、寄せられた御意見は、8月31日開催の上下水道事業審議会に報告をし、審議会からは10月下旬までに現行の案について答申をいただく予定でございます。また、この答申等を踏まえまして、料金改定及び減免制度についてさらに検討を進め、庁内の打合せ、それから11月中旬に開催する市民の意見を聞く会、これは公聴会でございますが、そこでの意見を踏まえまして、本年第4回定例会に料金改定に関連する条例改正議案を提案したいと考えてございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○齊藤上下水道部料金課長 初めに、水道料金・下水道使用料の改定案に対する意見等の募集結果についてでございますが、お手元の「水道料金・下水道使用料の改定案」に対する意見等の募集結果についてを御覧ください。主な御意見といたしましては、料金改定に賛成するものが12件、料金改定に反対するものが67件、また、コロナ禍での配慮に関するものが50件で、その内容といたしましては、コロナ禍が市民生活を直撃している中で値上げすべきではない、コロナ禍が終結して経済的に安定した中で再度議論すべき、などの御意見がございました。また、その他といたしまして、単身世帯や利用頻度の低い世帯の負担が軽減されることは非常に好ましい、独立採算制度を見直すべき、などの御意見が21件ございまして、合計150件の御意見が寄せられたところでございます。

続きまして、水道料金・下水道使用料の減免制度見直しの考え方（案）に対する意見等の募集結果についてでございますが、お手元の「水道料金・下水道使用料の減免制度見直しの考え方（案）」に対する意見等の募集結果についてを御覧ください。主な御意見といたしましては、減免制度の見直しに賛成するものが4件、減免制度の見直しに反対するものが105件、また、コロナ禍での配慮に関するものが20件で、その内容といたしましては、コロナで大変なときに見直す必要があるのか、コロナ禍で一層生活が苦しい人々にとって減免制度をなくすことは断固として反対、などの御意見がございました。また、その他といたしまして、子どものいる世帯を少しでも減額してほしい、減免対象者の拡大があるべき、独居高齢者の減免について低所得者の減免を維持すべき、などの意見が28件ございまして、合計157件の御意見が寄せられたところでございます。

なお、これらの御意見に対しましては、今後、上下水道事業審議会での議論を踏まえまして、市の考え方を個別に回答いたしますほか、市のホームページなどで公表することとしております。

最後に、資料にはございませんが、この2件に関する意見提出手続と並行して開催いたしました市民説明会について御報告いたします。本年6月28日から7月16日までの期間で市内16か所で開催し、延べ128人に参加いただきましたが、発言の多くは質問でございました。

主な内容といたしましては、水道管の更新計画に関すること、コンセッション方式の導入に関すること、料金算定期間に関すること、料金改定後の個別の金額に関すること、減免制度の見直し要件に関することなどとなっております。

また、御意見も30件いただいております。水道料金・下水道使用料の改定案に関する主な御意見といたしましては、年金額が年々減少している。料金が上がると生活できなくなる、30年以上料金を上げていない。上げるのは仕方がない、今値上げしなければ、若い世代に負担をかける。水道料金・下水道使用料の減免制度見直しの考え方（案）に関する主な御意見といたしましては、公

平性が一番大事。あくまでも使用した分は徴収すべき、社会福祉法人以外が経営する同様の施設も減免の対象とすべき、生活保護の減免は廃止すべき、年金生活者の料金増額は厳しい。廃止を見直してほしい、軽度の障害者も減免対象としてほしい。その他の御意見といたしましては、水道局に経営努力をしてほしい、今後も丁寧な説明をしてほしい、などでございます。

主な意見の概要は以上でございます。

○まじま委員長 ただいまの報告につきまして、御発言ありますでしょうか。

○上村委員 続けての質疑で恐縮ですが、ただいまの報告に対しても予定としては8問程度の質問を持ってきております。お付き合いをいただきたいと思っております。

私が抱えていた問題意識は、30年ぶりの料金改定だということの報告も今ありましたが、こうした機会にどういう反応があるんだろうかということをお心配しています。そんな中で、特に福祉団体等から、その影響が非常に大きいと。そして、さらにその影響が団体ではなく利用者に跳ね返っていくんだという話を聞きました。そういった意味で、非常に施設の運営者として心配しているという声がありました。

また、今回の報告の最後に少し触れられましたが、市民説明会については、私もつぶさに全会場を見たわけではありませんが、なかなか説明会としての参加に課題があったのではないかとこのように思っています。後ほど質問したいと思っておりますが、そうしたこともどうだったのかということを確認しておきたいというふうに思っています。

まず最初に、今、意見募集結果について、その概要を述べていただきましたが、いわゆるこのパブコメに対する担当部局としての受け止めの概要からお聞きをしたいと思っております。

○齊藤上下水道部料金課長 パブリックコメントにおきましては、生活に欠かせないライフラインの維持を行っていくための料金改定案に賛成の御意見もございましたが、コロナ禍における社会情勢の影響による生活や企業の経営に対する不安などから、料金改定案に対して反対する厳しい御意見が寄せられており、一件一件、生活を反映した貴重な御意見であると受け止めているところでございます。

○上村委員 私が一番厳しい意見だなと思ったのが、独立採算を見直すべきだということまで書かれた方がいたということです。これは企業会計でありますので、独立採算でというのはもう大原則だと思うんですけども、これを見直せということは、当然、税金でその運営なりを賄うということも視野に入れてくれということだと思うんですけども、これはどういうことになるのかなということが正直イメージできないんですね。独立採算を見直すというのがどういうことになるのか。当然、今までそういう形は本市としては取っていないわけでありまして、大きな転換が求められるし、財政的なこと、これは国との関係あるいは財源の問題にも関わってくるのだと思うんですけども、これについてはどのような見解をお持ちなのか、その独立採算ということに対しての功罪、これについてお聞きしたいと思います。

○鈴木上下水道部次長 水道事業につきましては、地方公営企業法が適用されます企業会計でありますので、独立採算制が経営の基本原則というふうになっております。一般会計の企業会計に対する繰出金という方法もありますけれども、国が一定の基準を定めておりまして、今回見直しの提案をいたしました減免制度に係る繰出金のほかは、料金改定率の抑制のための繰出金などにつきましては繰り出しの基準に合致しないということもございまして、地方交付税が措置されないという状

況になりますので、財源も自前で捻出していく必要があるというところでございます。本市の厳しい財政状況を踏まえ、事業運営に基準外の一般会計繰入金で充てるということは厳しいものと認識しておりますので、やはり事業の実施に伴う経費につきましては、料金収入で賄っていくことが基本であるというふうに考えているところでございます。

また、人口が減少していく中、水道事業では料金収入が落ち込んでおきまして、施設の老朽化も進行するという構図は、本市も含め、全国に共通する大きな課題でございますので、将来的には水道事業の運営を料金収入だけで賄うことが難しくなるというような状況も想定しております。水道局におきましては、全国組織でございます日本水道協会等を通じまして、国に対して施設の更新等に係る財源支援の拡充を求めているところでございますので、今後におきましても、引き続き財源確保の取組に努めてまいりたいというふうに考えております。

○上村委員 そうですね。大きな問題になっていくんだというふうに思いますし、本市も待ったなしということの中で、今、料金改定に進んでいらっしゃるわけでありませうけれども、財源の確保、ぜひ今後も尽力をいただきたいというふうに思います。

それで、市民説明会に転じます。先ほど一部申し上げましたが、参加状況のお話を先ほど報告で述べられましたね。16か所の開催がありましたけれども、トータルで128人の参加ということで、これは1か所当たり8人ということですから、やはり多くはなかったというのが感想でもあります。行政の説明会に市民の方がどれだけ積極的に参加していただけるかという意味では、これまでもいろいろな機会を見てまいりましたし、議会としてもそういった機会を実施したことがありますので、課題があるだろうということはおおむね分らないのですが、やはり今回の30年ぶりの料金改定ということの中で、なかなか多くの参加を得られなかったということは、そういう受け止めをせざるを得ないというふうに思うところはあります。

ここでもいろいろな意見が寄せられましたので、説明会での意見聴取の状況、その概要と受け止めについて、お示しをいただきたいと思っております。

○齊藤上下水道部料金課長 市民説明会におけます料金改定及び減免制度見直し案に対する御意見といたしまして、見直し案に賛成、反対の御意見のほか、経営努力や情報提供に関するものなど、市民の様々な貴重な御意見をいただいたものと受け止めております。なお、御意見の中には、今後の事務の進め方に反映させていただきたい内容もございました。

○上村委員 そういう形ではありましたが、やはり、絶対的な参加状況が物足りなかったと言わざるを得ない部分もあります。先ほど、1か所当たり8人ということでしたが、これは平均でありますから、要は1桁の参加者、たまたま私が行ったところもそういう状況だったんですけども、1桁の参加者というような状況が結構散見されたということであったのかと思います。この参加状況に対する問題意識を続けてお述べいただきたいと思っております。

○齊藤上下水道部料金課長 市民説明会につきましては、コロナ禍におけます外出自粛意識の浸透などもあり、参加者数の評価が難しいところもございませうが、広報誌「あさひぼし」6月号、本市ホームページ、6月22日のフリーペーパー、ライナーへの掲載、報道依頼、6月15日付町内会への回覧依頼などにより周知したところでございます。

参加者数につきましては、市民生活全般に関わるような意見提出手続に関する市民説明会との比較で申し上げますと、令和元年度の使用料、手数料の見直し案では、全体説明会5回、計42人の

参加者数に対して、約3倍の128人の参加をいただいたところでございます。

課題といたしましては、周知期間が短いなどの御意見もいただいておりますので、周知方法などの工夫が必要であると認識しているところでございます。

○上村委員 私は1か所だけでしたが、参加させていただいた感想としては、聞くほうにしてみたら結構ハードなというか、それほどうれしくない話ですよ、楽しくない話ですよ。市民の方、あるいは業者の方、いろいろと参加対象は広がるのかもしれませんが、気軽には参加できないかもしれませんが、ちょっと聞いてみようかなと思わせるような工夫なんかを施しながら、こういう企画を展開していくべきではないかなというふうな感想を持ちました。具体的に言うと、今回、口径による料金の変化ということもありましたけれども、例えば私がどういう口径の状況になっているから、あなたは今回の料金改定でこうなりますよということを教えていただけるとしたら、それはそれで私にとっては参加する一つのメリットになります。一例でありますけれども、例えばそういうような、何か参加者が参加したくなるような要素を交えながら、こういう市民説明会をやっているということまでお考えいただくと、多少、こうした参加状況ということに変化を及ぼすことができるのではないかとこのように思った次第です。

今回、市民説明会も含めてパブリックコメントを実施しました。いわゆる市民意見を聴取するということであります。今後も公聴会を予定されておりますけれども、今回で一つの区切りとなっているわけでありまして。トータルして十分な機会となったのかということを知りたいと思います。課題意識をお聞かせください。

○齊藤上下水道部料金課長 料金改定案及び減免制度の見直し案に当たりまして、市民説明会の開催や意見提出手続を実施したほか、5月から6月にかけて、13の各種団体との意見交換や情報提供を行いながら、でき得る限り意見の把握や情報交換に努めたところでございます。

本市では過去2か年度に意見提出手続を32件実施しておりますが、そのうち、今回の減免制度見直しの考え方（案）が最多の146件、続きまして、料金改定案の136件となっており、御意見をいただく機会といたしまして、一定の効果があつたものと考えております。

今回の市民説明会などの御意見の中にもございましたが、今後、水道料金の改定などにつきまして、丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

○上村委員 恐らく今後予定されております公聴会、なかなか我々もなじみのない機会ではありますが、こうした場をどう有効に活用できるのか、工夫できるのかということにぜひ意を用いていただきたいなということを申し上げます。

それでは、今回、冒頭に問題意識として述べましたけれども、企業あるいは福祉関係団体等から、こうしたことの影響を懸念する声が上がっているのではないかと思います。そうした問題意識の有無に限らず、皆様方もこうした利害関係者の方々と意見交換をしたり、あるいは意見の提出を求めたりということもされていると思います。こうした意見提出状況の内容と、それに対しての受け止めなのか見解なのか分かりませんが、そうした考え方も併せて確認させていただきたいと思います。

○齊藤上下水道部料金課長 料金改定案では、福祉団体5件、企業1件の合計6件の意見提出があり、改定案に対して、水道事業運営上やむを得ないとする賛成の御意見が1件、コロナ禍で事業運営に支障が生じているなどの理由により、改定時期の延期や改定に反対の御意見が5件ございました。また、減免制度見直しの考え方（案）におきましては、福祉団体6件、企業1件の合計7件の

意見提出があり、社会福祉施設の安定的な事業運営等のため、今後も福祉団体の減免制度の継続を求める御意見が5件、生活保護世帯、独居高齢者世帯の減免制度の見直し案に対しまして、福祉政策として施行されたものであることなどから、反対する御意見が2件ございました。

全体的に、コロナ禍の影響により厳しい経営状態が反映された御意見であると受け止めております。

○上村委員 おっしゃるとおり、コロナ禍でという前提がつくと、今、社会的にもなかなか難しい。そして、そこはしんしゃくせざるを得ないとか、考慮せざるを得ない。それが求められるということは事実としてあるのかなと思いますので、なかなかその表現は重たい部分だなというふうに思いました。

また、業界の意見について、特に減免に対しての意見が結構厳しいのかなと私は思ったんですけど、料金改定はやむを得ないけれども、減免はこうこうこういう理由でやっているの、今後も継続してほしい。あるいはそれをやめられると、非常に運営上困る、あるいは経営上困る。あるいは、生存権と言ったらちょっと極端かもしれませんが、そういった部分での配慮として、やはりそれは保ってほしいというような意見も散見されたのかと思います。

お聞きしたいのは、こうした説明会、業界の意見、パブコメの意見を受け、今後見直す考えはありますか。

○齊藤上下水道部料金課長 料金改定案につきましては、令和4年度から資金不足となることが明らかであり、安定的な水の供給や将来の市民負担を考慮いたしますと、見直しの中止や延期を行うことは非常に厳しいものと考えております。しかしながら、御意見の中には、コロナ禍の影響により不安を抱えながら生活を送られている方の状況や経済・事業活動の厳しさを反映しているものもあり、水道局といたしましては、今後、減免制度も含めまして、慎重に検討を進める必要があると認識しているところでございます。

○上村委員 水道局として慎重な検討が必要だという答弁ですね。

今回、一つの市民意見聴取の場ということについては公聴会を残してはいますけれども、一定の手続として行われる分についてはかなり進んだということだと思います。その中で今、慎重な検討が必要だという答弁がありましたので、そこは前向きに受け止めながらも、じゃどういう慎重な検討をしようとしているのかということについてもぜひ言及していただきたいというふうに思います。

○菅野上下水道部長 先ほど来、課長から御答弁をさせていただいているとおり、やはり御意見の中にはコロナ禍の影響ということは随分ございました。要するに、施行の時期の問題だというふうに受け止めていますし、このタイミングで本当に料金を上げるのかというストレートな御意見も実はございました。

私どもとしては、料金改定については、令和4年度に資金不足になるのは明らかでございますので、じゃどこまで料金改定を遅らすことができるのかというのは、当然もう一度検証しなければならないと思っていますし、その上でできる限りの配慮とか、考え方については判断をしなければならない、判断する必要がある、検討する必要があるという意味での先ほど来の御答弁でございます。

それと、上村委員さんから社会福祉施設の関係で随分、御指摘、御質問がございましたが、社会福祉施設についての減免制度については、今回は現行制度を維持するという出ささせていただ

いていて、意見交換の中で、その先、将来についてはどうするんですかということに対して、この時点では当然お答えできませんし、財政事情や事業運営の状況から言うと、見直すタイミングというのも将来あるかもしれないというような答えに対して、今回は制度は維持していただくけれども、将来においてもできるだけ維持してほしいという御意見が多かったということでございます。

お答えになっているかどうか分かりませんが、検討するということについては、コロナ禍ということで言うと、そのタイミングを改めてどこまで考えられるのか検討するということでございます。

○上村委員 この項目最後の問いにしたいと思います。

今後の予定、進め方を最後にお聞かせいただきたいと思います。これまでの話の中で、まずは審議会からの答申があるだろうと。それから、公聴会という、市民参加手続に定められている珍しい取組が予定されるだろうということは伺っておりますが、実際に開催の予定がどうなっているのか、今後の進め方を含めて確認させていただき、この項目の質疑を終わりたいと思います。

○鈴木上下水道部長 今後の進め方についてですけれども、今回、寄せられました御意見等につきましては、来週8月31日開催の上下水道事業審議会に報告をさせていただき、10月下旬までに答申として取りまとめいただく予定でございます。いただきました答申を踏まえまして、我々のほうで料金改定と減免制度についてさらに検討を進め、先ほども御報告させていただきましたけれども、庁内での打合せを踏まえまして、改めて検討案を作成して、その検討案については11月中旬に開催していただきます市民の意見を聞く会での意見を踏まえまして、慎重に検討を進め、最終的には本年第4回定例会に料金改定に関連する条例改正議案を提案していきたいというふうに考えております。

○上村委員 終わります。

○まじま委員長 この点について、他に御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席していただいている理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、3、病院事業に関する事項についてを議題といたします。(1)市立旭川病院における新型コロナウイルス感染症への対応について、理事者から報告をお願いします。

○木村市立旭川病院事務局長 市立旭川病院における新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、配付をさせていただいております資料、3ページ物になりますけれども、こちらに基づき御報告を申し上げます。

資料を御覧ください。今月に入りまして、変異株への置き換えや人流の増加などによりまして全国的に感染者の著しい増加が見られる中、本市におきましても若年者を中心に市中感染が拡大をしております。こうした中、当院は感染症指定医療機関として、増加する入院患者及び発熱患者への対応を最優先に、引き続き診療に当たっているところでございます。

それではまず、資料1ページ目の1、当院における新型コロナウイルス感染症患者の発生についてでございます。本年7月19日に、感染症病棟、6階西病棟になりますけれども、こちらに勤務する看護師1人の感染が確認をされましたことから、直ちに濃厚接触者及び幅広の接触者、全て看護師になります。PCR検査を実施いたしました結果、全員の陰性を確認し、その後、院内の感染拡大が見られませんでしたことから、診療体制への影響はなかったところでございますが、引き

続き院内の感染防止対策に最大限努めてまいりたいというふうを考えております。

続きまして、中ほどの2、感染症病棟の稼働状況についてでございます。当院では、昨年11月から35床、本年6月からはさらに35床、うち2床は重症者病床です。こちらを増床し、現在70床体制となっております。8月16日までの延べ入院患者数につきましては、疑い患者も含めて5千166人となっております。なお、資料には記載がございませんけれども、直近の8月22日現在の患者数で申し上げますと5千302人となっております。

また、1日当たりの月平均稼働病床数につきましては、2ページ目になりますけれども、表1にお示しをいたしておりますとおり、昨年11月から12月に急増いたしまして、それ以降は減少傾向にありましたが、4月からは増加に転じ、5月は過去最多となったところでありますが、6月下旬からはほぼ1桁台の状況が続いておりました。しかしながら、7月下旬から増加をし始め、8月上旬からは感染者の急激な増加によりまして、8月16日までの8月の稼働数は1日当たり12.4人というふうになっております。8月17日以降、市内の感染者が過去最多を更新するなど、その後も大幅な増加で推移をしております、直近の8月22日までの数字を反映させたもので申し上げますと15.2人となっております。8月の稼働数はさらに増加することが見込まれるところでございます。なお、こちら資料には記載がございませんけれども、今朝の段階での入院患者数につきましては19人というふうになっております。

また、入院患者の年齢構成ですけれども、最近が高齢者も若干増えてはきておりますけれども、これまでの高齢者中心から、現在若年者へと移行しております、現在はおおむね50歳代以下、40歳代から50歳代の方が中心ということになっております。

続きまして、2ページ目の中ほど、3、発熱外来の受診患者数についてでございます。発熱外来につきましては、引き続き休床中の6階東病棟で診察を行っております、8月16日現在の患者数につきましては2千735人となっております。なお、資料に記載はございませんけれども、直近の8月22日現在の患者数につきましては2千797人となっております。

また、1日当たりの月平均患者数につきましては、下段の表2にお示しをしておりますが、先ほど御説明いたしました感染症病棟と同様に、11月以降本年3月までは減少傾向で推移しておりましたが、4月以降は増加に転じ、5月は最多の患者数となっております。その後、若干の落ち着きが見られましたが、7月下旬以降、感染者数の増加に伴いまして受診患者数も再度増加してきておりました、8月16日までの8月の患者数は12.1人となっておりますが、その後も増加傾向で推移しております、直近の8月22日までの数字で申し上げますと12.7人となっております。こちら今後さらに増加することが見込まれますので、8月の患者数がさらに増加するということが想定されるところでございます。

続きまして、資料を1枚めくっていただきまして3ページになります。4、病院全体の患者数についてでございます。まず、(1)入院患者数についてであります、中ほどの表3にお示しをしておりますように、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、令和2年度の患者数は令和元年度と比較いたしまして大きく減少する状況となりましたけれども、令和3年度につきましても、一般病棟の入院患者数の減少によりまして、入院患者全体は減少傾向というふうになっております。特に、6月以降につきましては、一般病棟2病棟を休止しておりますことから、大きく減少しております、今後もこの状況は続くものと見込んでおります。

また、(2) 外来患者数ですけれども、こちら表4にお示しをしておりますとおり、令和3年度の7月までの患者数は令和2年度よりも増加をしておりますが、これは令和2年3月から6月の期間が市内における新型コロナウイルス発生の初期段階で、相当な受診控えがあったためというふうに捉えておまして、現状でもコロナ発生前の令和元年度の水準には至っていないところでございます。

今後につきましては、感染症病棟の増床などに対応するため、症状が軽度の方に当院の外来受診をお控えいただくお願いを行っておりますことから、今後も減少傾向で推移していくものと見込んでおります。

報告は以上でございます。

○まじま委員長 ただいまの報告につきまして、御発言ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了ということになります。

ここで、委員の皆様から特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 なければ、本日の委員会はこれをもって散会といたします。

散会 午前11時14分